

敦賀市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書

1 事業名称

敦賀市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業

2 事業内容

広告付きデジタルサイネージ設置事業を行う者（以下「事業者」という。）が、敦賀市庁舎内にデジタルサイネージを作成し、設置及び管理する。また、デジタルサイネージでの広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集及び当該広告の掲載を行う。

3 事業期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

なお、設置工事等の日程については、市と協議し決定する。

4 設置場所

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市庁舎内 1階フロア

別紙「設置場所図」参照

5 デジタルサイネージの規格

(1) 床置き（可動式）、壁付又は天吊式とする。

(2) 床置き（可動式）のデジタルサイネージは55インチ縦置き、壁付及び天吊式のデジタルサイネージは55インチ横置きとする。ただし、指定のインチ数の液晶ディスプレイがメーカーにおいて生産されていない場合、指定のインチ数に近いサイズ（±5インチ程度まで）の液晶ディスプレイを使用して差し支えないものとする。
(※参考：受付番号表示用モニターは55インチ)

また、床置き（可動式）のデジタルサイネージ1台については、敦賀市ホームページ内にある敦賀市コミュニティバスの路線図、運行時間等を掲載できるようにすること。

(3) 市庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下に対する防止策を十分に講ずること。

(4) 音声の発生する機材の設置は認めない。

(5) 市が状況に応じて電源の入切及び調光ができるものであること。

(6) 市庁舎の景観、安全等を損なわない配線方法とすること。

(7) 電気等の使用については、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。

6 行政情報

- (1) 行政情報は月に1回以上更新できるようにすること。
- (2) 全表示時間のうち、50%は行政情報を表示すること。また、複数のパネルを設置する場合は、時間差で表示することで、行政情報が視認できる時間を最大限確保すること。
- (3) 災害情報など緊急性の高い内容については、表示割合に関わらず速やかに表示できること。
- (4) 行政情報の作成は、市からの情報提供に基づき事業者で実施すること。また、作成後のデータについては市の校正及び承認を受けること。
- (5) 緊急で行政情報の更新及び修正の必要が発生した場合は、本条第1号の規定にかかるわらず対応すること。

7 広告情報

- (1) 特定の広告主の広告が極端に多く表示されることのないようにすること。
- (2) 広告の表示に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であること、及び市が推奨するものでないことを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事項についても注記すること。
- (3) 広告主、広告の内容等は、敦賀市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び敦賀市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるところによる。
- (4) 事業者は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の提出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (5) 広告内容に関する苦情やその他問題が発生した場合、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかにその解決に努めること。

8 事業計画等

事業者は、デジタルサイネージの仕様及び設置に係る施工管理に関する事項についてあらかじめ市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

9 壁付及び天吊式のデジタルサイネージに係る協定締結及び行政財産使用許可

事業者は、壁付及び天吊式のデジタルサイネージの設置、運用等に係る協定を締結すること。また、毎年度、市に行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けること。

10 壁付及び天吊式のデジタルサイネージに係る広告料等

- (1) 事業者は、広告料、行政財産使用料及び電気料を市が指定する期日までに納める

こと。

- (2) 広告料は、事業者が提案する広告料とする。
- (3) 行政財産使用料は、敦賀市行政財産の使用料に関する条例（昭和49年条例第48号）第3条第1項第2号アに定める使用料とする。なお、使用面積は、デジタルサイネージの表示部分及び枠部分の表面積とする。
- (4) 電気料は、電力使用実績による実費とする。また、実費算出のため、事業者は、電力使用実績を明確に把握できる機器（電力計量器等）を設置すること。
- (5) 納入された広告料等は還付しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

11 床置き（可動式）のデジタルサイネージに係る賃貸借契約

事業者は床置き（可動式）のデジタルサイネージ設置に当たり、市に市有財産借受申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。

12 床置き（可動式）のデジタルサイネージに係る賃借料等

- (1) 賃貸借料は、基本分と広告分を合算した額とし、市が指定した期日までに納めること。

　　基本分　賃貸借料に相当する額

　　（参考　市庁舎1m²あたり行政財産使用料　約30,300円）

　　広告分　事業者が当市に納める広告料に相当する額

- (2) 電力使用実績を明確に把握できる機器（電力計量器等）を設置し、賃貸借料に加え電気料を納めること。
- (3) 納入された賃貸借料等は還付しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

13 経費等の負担

事業者は、次に掲げる経費等を負担するものとする。

- (1) デジタルサイネージの作成、設置及び撤去
- (2) 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
- (3) デジタルサイネージの破損、汚損や広告主の変更等に伴う措置
- (4) 情報の更新に伴う通信料

14 広告内容の審査及び修正

- (1) 事業者は、広告の内容について、要綱の定めるところにより、事前に市の審査を受け、承認を受けなければならない。
- (2) 市は、広告の内容等が法令及び当市の基準等に違反し、又は違反するおそれがあ

ると判断したときは、事業者に対して広告内容等の変更を求めることができる。なお、広告内容等の変更にかかる費用は事業者又は広告主が負担するものとする。

15 その他

- (1) 設備の状態を良好に保つこと。
- (2) 合理的な理由により、デジタルサイネージの移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。
- (3) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- (4) 協定期間が満了するとき、又は協定解除によりデジタルサイネージを撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしなければならない。
- (5) 協定期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ずデジタルサイネージの設置場所を協議の上、変更する場合がある。
- (6) 市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意を払うこと。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項については、市の指示に従うものとする。

